

総務文教常任委員会資料

令和6年1月9日

教育委員会事務局

教育振興部 教育総務課

こども未来部 小中一貫教育推進室

目 次

3 地域小中一貫校体育館の空調整備について

- | | | |
|---|-----------------------|--------------|
| 1 | 小中一貫校体育館の空調設備の導入について | ・・・・・・・・ P 1 |
| 2 | 東条学園小中学校体育館の空調整備について | ・・・・・・・・ P 2 |
| 3 | 社地域小中一貫校体育館の空調整備について | ・・・・・・・・ P 3 |
| 4 | 滝野地域小中一貫校体育館の空調整備について | ・・・・・・・・ P 4 |

3 地域小中一貫校体育館の空調整備について

1 小中一貫校体育館の空調設備の導入について

子どもたちの熱中症対策や避難所の環境改善に繋がることから、学校体育館への空調設備の早期導入が求められています。

現在、市内の小・中・義務教育学校の体育館には、熱中症対策のためスポットクーラーを導入していますが（令和2年度購入）、空調設備は設置していません。

令和5年度に学校施設環境改善交付金交付要綱が改正され、令和7年度まで、体育館への空調設置の補助率が3分の1から2分の1に引き上げられています。

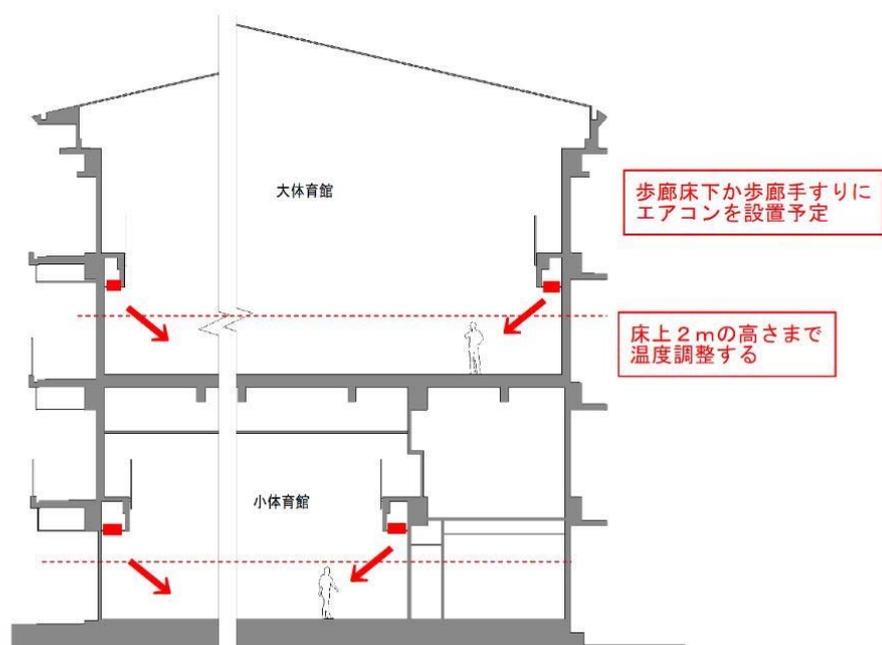
また、文部科学省11月22日付け事務連絡により、令和5年度補正予算における交付金事業前倒しの依頼がありました。補正予算では、体育館空調整備の交付金採択優先順位が高くなっています。

これらのことから、学校体育館への空調整備導入について、補助率及び事業採択が有利な令和6年度中に、東条学園・社学園において空調設備を整備します。滝野地域小中一貫校は、体育館建設工事に併せて空調設備を整備します。

体育館空調設備仕様

令和2年度に整備した社会体育施設空調設備の仕様及び運用に準ずる。

- ・体育の授業及び部活動では、冷房使用のみとし、暖房は使用しない。避難施設としての利用時や式典での利用時は、気温状況により冷暖房の使用を判断する。
- ・体育館全体の温度調整ではなく、人が活動する床面から2mの高さまでを温度調整するよう設定する。



2 東条学園小中学校体育館の空調整備について

空調設置箇所：大体育館、小体育館、武道場

設計監理期間：令和6年5月～令和7年3月（制限付一般競争入札）

工事期間：令和6年10月～令和7年3月（制限付一般競争入札）

空調設備を設置する体育館は、「令和2年度加東市東条地域小中一貫校建設工事」により、令和3年12月に完成しました。設計監理業務及び工事については、制限付一般競争入札により業者決定します。

【概算事業費】 (千円)

設計・監理	8,000
空調工事	69,000
合計	77,000

【財源】(R5補正予算の場合) (千円)

学校施設環境改善交付金（補助率1/2）	22,000
補正予算債 （充当率100%、交付税算入率50%）	22,000
一般財源	33,000
合計	77,000

<参考>

【財源】(R6当初予算の場合) (千円)

学校施設環境改善交付金（補助率1/2）	22,000
学校教育施設等整備事業債 （充当率75%、交付税算入率30%）	16,500
一般財源	38,500
合計	77,000

3 社地域小中一貫校体育館の空調整備について

空調設置箇所：大体育館、小体育館、武道場

設計監理期間：令和6年4月～令和6年12月（随意契約）

工事期間：令和6年5月～令和6年12月（随意契約）

社地域小中一貫校体育館の空調整備工事は、「令和4年度加東市社地域小中一貫校建設工事」請負業者である「松村組・吉住工務店特定建設工事共同企業体」との随意契約とします。随意契約とする理由は、以下のとおりです。

- ・空調整備を行う体育館建設工事の瑕疵担保期間中（竣工から2年）であり、他業者が空調整備工事を請け負った場合、工事瑕疵担保責任分界が不明瞭となること。
- ・令和6年7月まで「令和4年度加東市社地域小中一貫校建設工事」を施工中であり、工事準備期間の短縮及び現場事務所や重機等機材の流用が可能となること。

設計・監理についても、「令和4年度加東市社地域小中一貫校建設工事 基本設計・実施設計業務委託、工事監理業務委託」の受託業者である「株式会社大建設 大阪事務所」との随意契約とします。随意契約とする理由は、以下のとおりです。

- ・新校舎棟と新体育館棟及び既存校舎棟といった複合用途の建物における配電計画を別設計者が引き継ぐことは難しく、また配電計画における責任分界が不明瞭となること。
- ・同一敷地・同一建物にて、「令和4年度加東市社地域小中一貫校建設工事」及び「令和6年度社中学校校舎長寿命化改修工事」の工事監理中であり、別設計者が同一建物の工事監理を同時期に実施するのは難しいこと。

【概算事業費】 (千円)

設計・監理	3,000
空調工事	139,000
合計	142,000

【財源】(R5補正予算の場合) (千円)

学校施設環境改善交付金（補助率1/2）	42,000
補正予算債 （充当率100%、交付税算入率50%）	42,000
公共施設等適正管理推進事業債 （充当率90%、交付税算入率50%）	52,200
一般財源	5,800
合計	142,000

<参考>

【財源】（R 6 当初予算の場合） (千円)

学校施設環境改善交付金（補助率 1/2）	42,000
公共施設等適正管理推進事業債 （充当率 90%、交付税算入率 50%）	90,000
一般財源	10,000
合 計	142,000

4 滝野地域小中一貫校体育館の空調整備について

空調設置箇所：大体育館、小体育館

滝野地域小中一貫校は、新体育館の竣工が令和 8 年度以降になるため、今回の交付金事業の対象となりません。滝野地域小中一貫校の体育館空調については、公立学校施設整備費国庫負担金を活用し「滝野地域小中一貫校建設工事」の基本設計・実施設計に含めて行い、体育館整備工事（令和 7～8 年度）で一体的に整備します。